

教育博物館の成立

The Establishment of Education Museums in Japan

椎 名 仙 卓[※]
Noritaka Shiina

はじめに

教育博物館として、世界で最初の施設は、1853年（嘉永6）にカナダのトロント市に設立された Educational Museum in Toronto であった。わが国では、文部省所轄の教育博物館が1877年（明治10）に世界では第11番目の施設として設立され、わが国独特の教育博物館として、明治10年代の学校教育に貢献した。それがやがては地方教育博物館を醸成することにもなり、いくつかの府県立の教育博物館が誕生するに至った。

本小稿は、わが国に最初に設立された中央教育博物館の性格を持った文部省所轄教育博物館創設の経緯を考察し、次に文部省年報に記載された博物館の推移を辿りながら、わが国における地方教育博物館が成立する事情の一端を明らかにしたいと思う。

教育博物館を考える上の今後の参考になればと考えた。大方の御叱正を得られれば幸いである。

I 教育博物館の萌芽

既に述べられているごとく、教育博物館の概念を捕える場合に、ドイツ式と英米式の教育博物館に分けられると言う¹⁾。

ドイツ式の教育博物館は、教育家のための施設であって、主として学校の教育に使用する机・腰掛・黒板のような教具、理化学の実験器械、地球儀、博物標本、掛図のような教具の類を収集展示し、多くは学校内に付設された。それに対して、英米式の教育博物館は、直接児童生徒を教育するために設けられた博物館で、教師のための参考資料を備えている所もあるが、多くは教室や廊下などに陳列ケースを備えて、児童生徒の収集品を保存展示して、学習用に供しているものである。換言すれば、前者は教師のための博物館であり、後者は児童生徒のための博物館となる。然し実際には、その国なりの独自性や社会情勢に応じて、この両形式を折衷した所もかなり

あり、従って教育博物館と一概に称しても、その内容はかなり多彩である。

わが国における教育博物館の萌芽は、文部省が、所管の博物館を設置し、この博物館が博覧会事務局に併合されたことによる返還運動の過程のなかで、教育博物館を必要とする理由が示されており、それを基点として出発したことにある。

明治4年10月文部省博物局の観覧場として湯島の聖堂内に“博物館”が設立された。この博物館は、翌明治5年“文部省博物館”の名称で大博覧会を開き、多大な成果を挙げた。しかしこの文部省博物館は、翌明治6年3月に博物局、書籍館、小石川薬園等の施設とともに、太政官所轄の博覧会事務局に併合された²⁾。その併合によって、文部省に所属する博物館施設は姿を消した。しかし、文部省は「学制」の発布以来、学校教育の基礎を築き教育の近代化を推進してきたが、一方においては、幕末以降西洋の近代施設がわが国に紹介されるに従い、近代博物館施設の役割が高く評価され、公衆に認識されるに従って、実物標本を通じて教育するための博物館施設の必要性を痛感するに至った。そのために、文部省は教育学芸に関する事項を扱う機関として、所管する博物館を所持しようとしたのであり、その結果が博覧会事務局に併合されたかつての文部省の所属機関を返還してもらうことになった。

そのため、文部省三等出仕田中不二磨は、文部省博物館等が博覧会事務局に併合されてから、50日もたたない明治6年5月8日に太政官正院に対し、次のような合併取止めの上申をした。

博物館書籍館之儀博覧会事務局へ合併被仰付候処
元来当省ニ於テ右兩館施設之大旨ハ生徒教育之需用
ニ相備ヘ傍ラ他之人民開知之一端ニモ及ボン可申趣
意に候得ハ博覧会ノ事務トハ固ヨリ相違仕候ニ付合
併之儀ハ被相止度尤書籍物品共博覧会ニ入用有之当

省ニテモ差支無之分ハ其時々相廻シ可申候条此段御評議相成度候也³⁾

この文部省の意向は、生徒を教育するために文部省の博物館は必要であって、傍ら一般に公開するが、元来博覧会のための施設と、生徒を教育するための施設は、根本的に相違しているの、合併は取りやめてほしいと言う主旨のものであった。この“生徒教育之需用”の施設が、取りも直さず教育博物館の範疇に属する施設と考えてよいであろう。

ところが、田中不二麿は、更に14日後の5月22日になって、太政官正院に対して再度次のような合併取り止めの上申をした。

先般博物館之儀博覧会事務局ト合併被仰出候処元来当省ニ於テ右両館取設之旨ハ専ラ生徒教育之需用実地経験之為メニ相備ヘ旁ラ人民一般開知之一端ニモ及ボスヘキ趣意ニ候ヘハ博覧会事務局トハ固ヨリ相違仕候ニ付合併之儀ハ被為相止度儀相伺置候処篤ト熟考仕候ニ従前右両館内ニ蒐集相成居候物品書籍等ハ今般総テ同局ヘ引渡自後当省ニ於テハ別段前条目的ニ相違候様両館内ヘ物品書籍取集候様致度候就テハ合併之名ヘ御取消相成度此段更ニ相伺候也⁴⁾

ここには、分離の理由を、先の上申書よりも更に“実地経験のため”のものという明確な言葉で表現しているのである。この様な文部省の意向に対して、正院は博覧会事務局に意見を求めており、それに対し博覧会事務局は、今は博物に関する大博物館を建設する基礎が出来上がった時期なので、学校だけでなく、あらゆる人が利用できるような博物館を、合併したままの状態で設置すべきであると上申している⁵⁾。一方、文部省側は正院から何等の沙汰もないので、田中不二麿は7月15日に、太政大臣三条実美に、11月10日には右大臣岩倉具視に、翌明治7年1月13日には太政大臣三条実美あてに、合併取り止めの上申を行なっているのである。特に1月13日の上申には、

博物館書籍館之儀博覧会事務局合併被相止度旨客才五月以来屢上陳仕候処未タ何等御指令無之然ルニ兼テ上申之通右両館之儀ハ生徒実地経験之為メニ相備ヘ旁ラ人民一般開知之一端ニ可具趣意ニ有之迅ニ御決裁不相成候而ハ生徒授業上殊更差支候儀モ有之候⁶⁾

とあって、「生徒実地経験之為メ」と表現が変更されている。さらに「生徒授業上殊更差支候儀モ有之候」とあって、博物館がなければ生徒の授業上支障があると記しているのである。上申のための文章なので、多少オーバー

に記されたとしても、学校教育のために博物館が必要であるという強い意志表示と見ることが出来るのである。

以上のような再三再四にわたる文部省側の上申に対して、1月28日になって太政大臣は、「伺之趣御詮議之次第モ有之ニ付御沙汰有之候マテ従前之通り可差置事」として合併取り止めに否定しているのである。にも拘らず文部省は、合併取り止めに断念することが出来ず、2月14日になって、文部卿木戸孝允は、太政大臣三条実美に「生徒実地経験之為メ」「学業之進否ニ関渉候ハ」という表現を用いて上申している。

このようにして、明治6年5月8日の上申以来1年8か月間にわたって前後7回の上申を行なったことで、文部省の熱意が認められたのか、明治8年2月9日太政官達して「其省博物館博物局小石川菜園共博覧会事務局ヘ合併之儀自今被差止候条右場所都テ其省所轄可致此旨相違候事 但是迄右両館ニ蒐集有之候物品書籍等ハ博覧会事務局ヘ可引渡事」⁷⁾ となつて、ここに分離が認められ、文部省に復帰されたのである。そして、この復帰された博物館が、同年4月8日になって、“東京博物館”と改称されたのであった⁸⁾。従つて、この東京博物館が学校教育のために実地経験させる博物館でなければならなかったが、実際には全国からの自然史に関する標本の調査採集に主力が注がれて、一般に公開するまでには至らなかった。それは博覧会事務局から分離する条件として、かつて文部省博物館が所有していた物品や書籍類は、博覧会事務局に置いて行くことが前提であり、標本を所有していない名前だけの博物館であったからであった。

以上に挙げた経緯は、文部省が所轄の博物館を必要としており、その博物館はあくまでも、生徒に実物を通じて経験させるためのものであった。しかし、この教育博物館の構想は、学校の諸制度と同じようにアメリカの教物思想を基にしたであろうが、その実施は、明治6年4月以来文部省の最高責任者として、省務を管理する立場にあった田中不二麿の考えによって推進されてきたのであった。

II 中央教育博物館の設置

教育博物館の設置について、田中不二麿は次のように述べている。

曩の博覧会事務局に合併せられたる東京博物館は、八年一月に至り再び文部省の所轄に帰せり。予が九年米国万国教育者大会に参列するや、會々加奈陀政府教育家代表者と談次教育博物館の事に及びしに、同氏はしきりに自らトーロント市に經營せるも

のを称し、米り観んことを勧む。予も亦大に感興に動かされて、其實際を観察せしに、秩序整備し、規模亦壮大にして、各種教育の論説、学校管理の方法、校舎の設計図案、諸般の標本、教科書、器具、諸生徒事業成績より、幼稚園児童の遊戯品、玩具等に至るまで、苟も教育に関せる須用の事物は、細大網羅せざるは無く、一度其内に入るや、百般の研究、参考に資すべく、甲乙の良否亦指顧の間に選択するを得べし。因って予は此誉を賛し、遂に費府博覧會に出陳せる彼我の物品を互に交換するを約したりき。蓋し加奈陀は新開国として、事々物々創業に属するもの少しとせず、故に知識の普及に対しても、亦母国と其趣を異にして、諸般の新経営を要せざるべからず、即ち此挙たるや、貢献する所亦多きを知るべきなり。而して当時我国情亦之と相類するものあり、是を以て帰朝後東京博物館の規模を更め、十年一大新館を上野公園内に築造し、其竣工するや茲に移り、広く教育上の公益を図るを目的として、教育博物館と称し、殊に教育者の研究に供し、又洽く公衆の縦覧に便せり⁹⁾。

この一文は、田中不二磨がカナダのトロントにある教育博物館に範をとり、“教育上の公益を図ること”を目的として、わが国なりの教育博物館を設立したことがうかがえるのである。

ところが、田中はトロントの教育博物館を観覧する前に、すでに前章で述べた通り、博覧會事務局に併合された文部省の所属であった博物館を返還してもらい、それを生徒実験の場すなわち教育博物館として発足させる準備をすすめていたのである。事実、明治9年3月には、田中は太政大臣三条実美に「当省所管東京博物館ノ儀仮ニ東京書籍館ノ一局ニ在テ開設シ専門学科生徒実験拡張ノ用ニ供シ来候処区域最狹窄ニ有之既ニ各地方ヨリ採集スル動植物金石等其他諸物件ヲ排列スルニ余地無之障礙不少ノ際」として上野山内の文部省用地に學術博物場の建設許可を求めており¹⁰⁾、着々と博物場設置の準備をすすめていたのである。この伺書には「學術博物場」とあり、その後の各種の書類には「學術博物館」という表現も見られるが、これがいわゆる教育博物館という構想であり、わが国近代教育制度の確立に大きな貢献をしたダビット・モルレー (David Murray) もまた、わが国最初の教育史と言われる『日本教育史略』の中で「近來文部省ニ於テ東京諸学校ノ便宜ニ備ヘンガ為メ、博物館一所ヲ設立セリ。然モ是レ又衆人ノ縦看ヲ許可ス。此博物館ハ普通博物館ノ如キニアラズ。特ニ教育上須要ノ事物

ヲ蒐集セルモノナリ¹¹⁾」として、普通博物館ではない専門博物館としての教育博物館としているのである。従って、田中が米国百年期博覧會に出席のため明治9年4月日本を出発した時点では、既に生徒を教育する実習の場としての博物館発足のための構想が決っており、学監ダビット・モルレーも教育博物館に展示する資料購入のため一時帰国して¹²⁾いることから、運営・内容をどのようにするか最終的に決定した時が、トロントの教育博物館を観覧した時であったと考えられるのである。

このことは、田中らがアメリカ各地の教育事情をつぶさに視察し、明治10年1月8日に随員の阿部泰蔵、手島精一らと帰国した8日後の1月26日という極めて短期間内に、右大臣岩倉具視に対して、次のような届けをしていることから判明するのである。即ち、

当省所轄東京博物館之儀ハ曾テ具陳候通専ラ教育上要用ナル物品ノミ蒐集候儀ニ付今般教育博物館ト改称候条此旨御届申候也¹³⁾。

とあって、これによって、わが国にはじめて教育博物館と称されるものが文部省の制度上にあらわれて来たのである。ただ、この文章上からだけでは、東京博物館が教育博物館という名称に改称しただけのようにとられがちであるが、実際には博物館の所在地が湯島の聖堂内から上野山内に移り、また前記した如く自然史資料を主に収集していた博物館であったものが、教育に関する資料を収集展示する博物館へと質的な変遷を迎ったのであった¹⁴⁾。このようにして設立された教育博物館は、開館するに当たって諸規則が定められ、その目的は、

教育博物館ハ文部省ノ所轄ニシテ凡ソ教育上必需ナル内外諸般ノ物品ヲ蒐集シ教育ニ従事スル者ノ搜討ニ便シ兼テ公衆ノ来観ニ供シ以テ世益ヲ謀ランカ為メ設立スル所ナリ¹⁵⁾。

と定められ、収集する資料は「教育上ニ関スル書籍器械及ヒ学校模型其他動植物金石ノ類ナリ」とあって、この博物館の取扱い資料内容が規定されたのである。そして、府県の学務課を通じて教育に関する物品を公私を問わず収集し、それを基にして、階下は学校建築の模型、椅子、卓子、理化学器械等の学校で使用する各種の直接教育に関する資料を展示し、階上は植物、動物、金石の順序に従っていわゆる博物標本を展示した。かくして、この教育博物館は、第1回内国勸業博覧會の開始される3日前の明治10年8月18日文部大輔田中不二磨の出席を得て開館式を挙行了。この開館式で田中不二磨は、次のように述べた。

教育一切ノ物品ヲ排置シ其得失ヲ比較シ博ク世人ノ

表1 教育博物館の展示資料

分類	資 料	点 数
学校用 器及教 育家参 考諸具	教授用器械	839
	理学用器械	313
	化学用器械及薬品	3,978
	医学用器械	80
	書画学用器械	161
	校舍写真	542
	学校建築建地図及模型	121
	学事統計表及比較表類	88
生徒試 験答書 製作品	生徒試験書画	154
	生徒製作品	276
書 籍	教育書教科書及教育年報類	3,299
	物理学化学天文学地理学博物学類	1,010
	修身学生理学数学経済学書	897
	文学及史学書	2,036
	地図及掛図書類	964
	辞書	2,293
	学校規則教則書	196
	新聞紙及雑誌類	316
	雑書	1,315
動 物	獣類	173
	鳥類	1,242
	爬虫類	119
	魚類	729
	昆虫類	3,870
	貝介類	836
植 物	腊葉	443
	種実	745
	木材標本	396
	果実模型	65
	海草	62
金 石	鉱石	4,891
	鉱油	9
	鉱水	78
	化石	55
	金石地質模型	75
美 術	器具及模型	640
度量衡	度量衡	174
雑器具	古器物及雑品	278
	合 計	33,754

選用ニ供スルハ是教育博物館設立ノ主義ナリ蓋教育多般ノ事業ヲ挙テ親シク之ヲ實際ニ施為スルハ固ヨリ政府ノ本意ニアラス但世人ノ模倣演繹スヘキ中外各様ノ標本ヲ公示シ以テ指点開引ノ具トナシ各自ノ需要ニ随ヒ左右ニ取テ其源ニ逢フノ地ヲ為スニ過サルノミ故ニ其標本トナスヘキモノハ精粗ヲ問ハス細大ヲ論セス一場ノ下ニ臚列シ遍ク世人ノ搜討ニ便セントス果シテ能ク世人ノ此館ニ就テ其標本ノ良否ヲ査覈シ之ヲ実施ニ試ミ文運隆旺ノ効ヲ呈シ愈教育ノ真価アルヲ證スルニ至ラハ此館ヲ称シテ社会ノ光輝ヲ收藏スル一大宝庫ト謂フモ亦可ナラスヤ¹⁶⁾

ここには教育博物館設立の責任者として、設立の趣旨、教育上大きな効果のあることや、将来への展望を述べており、教育博物館の在るべき姿を知ることが出来るのである。また、このようにして、文部省所轄の教育博物館は創設されたが、この教育博物館の創設はただ単に田中の発想と言うよりも、ダビット・モルレーに負う所が多かったと言われる¹⁷⁾。

即ち、モルレーは学監（文部省顧問）として日本に招聘され、明治6年6月に来日してから、明治11年12月に解任になるまで、田中不二磨との緊密な協力で日本の教育行成に献身的な努力を傾注した¹⁸⁾。モルレーの教育に関する構想は、来日後間もなく田中に提出した「学監米人博士ダウキッド・モルレー申報」に示されているように、日本の実情にそくした漸新的な教育改革を推進しなければならぬとし、欧米の教育をそのまま日本に移植しようとする急進的な改革をいましめているのである。田中はこのようなモルレーの考えをとり入れて「学制」の実施に当たったのであり、また個人的にも、家族同士の交際ということからも親しかったと言われる¹⁹⁾。従って田中の実施した各種の教育上の功績もモルレーの示唆による所が大であり、教育博物館の設立もまた例外ではなかったのである。

III 地方教育博物館の台頭

文部省所轄の中央教育博物館は、以上の経緯で設立され、館長補手島精一によって、教育博物館としての使命を達成し、府県の学校に理化学器械、博物標本を供給することによって、学校教育に側面から貢献した。それが一方では、地域社会の教育博物館の勃興を促すこととなり、いくつかの府県立の教育博物館が設立された。

ここでは、文部省年報に記載された博物館に関する事項を中心として、地方教育博物館を考察してみたい。

明治8年博物館一覧表によると、東京神田宮本町の東

京博物館、大坂本町橋詰町の博物場、京都河原町通りの博物館、奈良の博物館の4館が挙げられている²⁰⁾。東京博物館は既に近べた通りであり、大坂・京都は公立で、大坂は『大坂博物場概則』によると、「此会場ヲ創立スルハ内外古今ノ物品ヲ陳列シ歴代ノ沿革ト現今経済ノ形状トヲ徴シ広く衆庶ノ縦覧ニ供シ以テ知識ヲ進メ商業ヲ競ハシムル為メナリ」²¹⁾と創立の趣旨を記している。京都の博物館は、京都府年報によると、「明治八年四月ヨリ着手即今仮リニ京都府勸業場内ニ於テ事務ヲ取扱ヘリ尤本館建築ノ位置ハ仙洞院ノ地ヲ以テス」²²⁾とあって、建設の準備段階であったことを知ることが出来る。奈良は「明治八年三月有志者社ヲ結ビ添上郡奈良東大寺境内ニ於テ始メテ博覧会ヲ開キ爾後常に物品ヲ陳列シテ博覧ニ供スルアリ」²³⁾とあって、博覧会を基に発展した私立の常設観覧施設であった。これ等のことから、明治8年にはいくつかの博物館が設置されたが、未だ博物館として公開するまでには到らず、その機能を十分に達しているとは言えなかった。

明治9年の博物館一覧表になると、石川県金沢公園内に新たに金沢博物館が設立されており、奈良の博物館は抹消されている²⁴⁾。

県立の金沢博物館の創設について、石川県権令桐山純孝は、

智巧ヲ開キ技芸ヲ進ムルハ方今ノ急務ニシテ其誘導鼓舞ノ法千緒万端ナリ而シテ其最捷最易ニシテ其巧用ノ著名ナルモノハ博覧会ニ若クモノナシ明治五年ノ春有志ノモノ初メテ当地ニ於テ展覧会開闢ノ挙アリ然モ其挙タルヤ要スルニ端緒ヲ開クニ過キサルノミ（中略）同九年ヲ以テ大博覧会ヲ該県下ニ開カント欲ス各府県其法ノ善良ナルヲ称スト雖トモ氣運全ク爰ニ至ラス適マ執事ノ線点再ヒ転シテ博覧会ハ博物館ヲ拡張ノ理ニ基シ先ツ博物館ヲ建設シ本年四月ヲ以テ開館ノ典ヲ挙ケ

と述べており²⁵⁾、博物館の創設が博覧会開催のためであり、従ってこの博物館は、殖産興業のために設けられた施設であるということが言える。そしてこの年には博物館で2回の博覧会を開き、163,442点が出品され、65,115人が観覧した²⁶⁾。

明治10年の一覧表になると、これまでの東京博物館が「教育博物館」となり、新たに大坂の常安町に府立の博物館（館名無記入）が設立され、また、秋田の中谷地町に「勸業博物館」が設立された²⁷⁾。

常安町の府立の博物館について、大坂府年報には、「博物館ハ府内第一大区二小区内本町橋詰町ニ於テ一所ヲ設

ク其教育に関スル者ハ別に第四大区五小区常安町十八番地に開設ス²⁸⁾」とあり、前記した様にこれまで府立の施設として大坂博物場が設置されており、新たに教育に関する資料を主にした教育博物館が開設されたこととなるのである。この教育に関する博物館の目的は「教育博物館ハ教育上必需ナル物品ヲ蒐集シ教育ニ従事スル者ノ便宜ヲ得センメ且公衆ノ縦覧ニ供シ学事ノ進歩ヲ徴セシムル為メ設立スル所ナリ²⁹⁾」と記されている。この規則は前章で説明した文部省所轄教育博物館の規則と大同小異であるが、文部省所轄教育博物館は「世益ヲ謀ランカ為メ」とあるが、ここでは「学事ノ進歩ヲ徴セシムル為メ」とあって、学校教育のためと言う雰囲気により強く押し出されている。

秋田の勸業博物館については、設立に当って民有地を買上げる時の内務卿あての伺書に「当県之如きは、北限の僻土にして人民未開、耳目を開くの具に乏しく、依て博物館を置、広く物品を陳列し、偏く良器を募集致し度³⁰⁾」とあり、秋田県年報には明治十年五月中県下中谷地町ニ開設シ同館ノ一部ヲ区画シ教育ニ関スル物品ヲ陳列ス然レトモ草創ニ付其陳列宜キヲ得ス³¹⁾」と記しており、教育博物館的な性格を加味した施設と考えることが出来るであろう。しかし、設立の本来の目的は、明治10年5月に、この博物館を会場に秋田県第1回勸業博覧会が開かれていることから、この博覧会を開くための会場確保のためのものであったと言われる³²⁾。博覧会を開くための博物館の設置という面では、前記した金沢博物館と規を一にしている。

明治11年の博物館一覧では、さきの金沢博物館が「金沢勸業博物館」と改称され、次に大坂常安町の館名無記入の博物館は、「教育博物館」となり、京都河原町通りの博物館は「京都博物館」となり、あらたに広島中町に県立の博物館が設立され公開された³³⁾。文部省年報の書籍館博物館の項には、

博物館ハ官立一箇公立四箇ニシテ其単に教育ニ係ルモノハ官立即チ文部省所轄教育博物館ト大阪府所管公立教育博物館ノ二箇トス其他石川県ノ金沢勸業博物館京都府ノ京都博物館広島県ノ博物館ノ如キモ亦皆公立ニシテ其物品頗ル多シト雖トモ皆均ク勸業ノ旨意ニ出テ或ハ博覧会ヲ転シテ博物館ト為セン者タルヲ以テ其性質効用ノ如キハ自ラ単ニ學術上ニ関スル者ト同一視ス可カラサルモノアリ³⁴⁾

と記されてあって、教育に関する資料を扱った博物館とそれ以外の勸業を目的としたものや、博覧会を開催した後に常設の観覧施設となった博物館のあることを述べて

いるのである。この年に設置された広島博物館は、規則に「本館凡ソ教育及勸業上必要ナル諸般ノ書籍及物品ヲ蒐集シ教育又ハ勸業ニ従事スル者ノ搜索ニ便シ且公衆ノ求覽ニ供シ又兼テ之ヲ悠久ニ保存センカタメ設立スル所ナリ³⁵⁾」と定められており、教育と勸業の両者の色彩を出している。またこの年の一覧表には掲載されていないが、静岡県年報には、静岡師範学校の校内に器械室が設けられ、そこには「究理器械及諸鉱石等ヲ排列シ加ルニ管下各中小学校生徒ノ作文算術画学及女児ノ手芸品等ヲ集聚シ衆庶ヲシテ縦覧セシム則博物館ニ類似セシモノニシテ漸次之ヲ拡張シ以テ本館ヲ興スノ資トス³⁶⁾」とあり、これは明らかに小規模な教育博物館と称して差支えないものであろう。

このように単に博物館と称しても、様々な性格を持った博物館があるが、更に明治12年の博物館一覧表になると、前年の一覧表にあった金沢勸業博物館、京都博物館、広島の博物館の3館が姿を消し、新たに公立の施設として、島根県松江の教育博物室、福岡天神町の福岡博物館が登場する³⁷⁾。

金沢勸業博物館は、廃止されたのではなく「図書室ヲ館内ニ設立シ陶匠銅工漆工等ノ参考ニナルヘキ古今ノ図書並ヒニ写真等ヲ蒐集シ夜中モ之レヲ閲覧スルノ便ヲ与ヘタリ³⁸⁾」とあって、ますます館内の充実を図り、殖産興業のための博物館としての使命を果たしているのである。広島の博物館については、同県の年報には「仮ニ博物館ヲ開キ書籍室其中ニ在リシカ資金ノ都合ニ依リ十二年八月之ヲ廃セリ³⁹⁾」とあって経済的な事情で廃館したことを挙げているが、県令の布達では「今般該館ノ名称ヲ集産場ト更正候条是迄ノ諸規則等ハ渾テ廃止候儀ト可相心得」「但集産場規則開場期日等ハ追テ可相達候事⁴⁰⁾」とあって、名称が変更したこととなっている。京都博物館も廃止されたのではなく明治16年まで存続している。

そして、この年の書籍館博物館の項には、

文部省所轄教育博物館ハ明治四年始メテ之ヲ東京ニ設置シテ東京博物館ト称シ博物ニ関スル一般ノ物品ヲ蒐集センガ尋ギテ更ニ其目的ヲ改メテ単ニ教育上ノ物品ヲ陳列スル所トナシ同十年ニ至リテ其規画漸ク備ル之ヲ我邦教育博物館ノ嚆矢トス之ニ次ギテ興ル者ハ大阪府所管教育博物館及ビ福岡県所管福岡博物館ニシテ島根県所管教育博物室又之ニ次グ而シテ此等ハ皆教育ヲ裨補スル旨意ニ出ヅルモノタリ但シ大阪府及ビ福岡県ノ所管ニ係ルモノハ其物品及ビ来観人モ亦頗ル多シト雖モ島根県所管ノ者ハ猶ホ創始ノ際ニ属シ且ツ書籍館ノ一部ヲ占ムルモノナルヲ以テ其物品等亦甚ダ少シ其他東京大学理学部ノ博物場及ビ鹿児島県教育博物館ノ如キハ既ニ多少ノ物品ヲ蒐集セリト雖モ本年未ダ開館ニ至ラズ⁴¹⁾

とあり、ここでは当時の博物館施設の全てについて記したのではなく、いわゆる教育博物館と言われる施設のみに触れているのである。

島根県松江の教育博物室は、松江中学校内に書籍縦覧場とともに設置されたもので、教育博物室規則には「教育博物室ハ図書器械ヲ問ハス汎ク教育上必要ナル物品ヲ蒐集シ教育ニ従事スル者ノ便宜利益ヲ得セシメ兼テ衆庶ノ縦覧ニ供シ以テ学事進歩ノ程度ヲ証徴セシムル為メ設置スル所ナリ⁴²⁾」とあって、先に挙げた大阪府立教育博物館の規則と大きな相違は認められない。

新たに、開館するまでには至っていないが、東京大学理学部の博物場と鹿児島県教育博物館が開館の準備をしている。東京大学法文学部年報には「東京外語学校敷地内ニ在ル本部金石地質生物学標品陳列場ヲ博物場ト改称シ従前各教場ニ陳列セル諸学科用模型標品ヲ此ニ移ス該場後來ノ目的タル諸陳列品ノ整頓スルヲ待テ毎月数回ヲ期シテ有志者ノ縦覧ヲ許サントスルニ在リ⁴³⁾」と記しており、書籍館博物館の項には「理学部各科教授ノ授業用及ヒ生徒ノ参観ニ供スルニ在リ⁴⁴⁾」とあって、明らか

表2 明治13年博物館一覧表

名 称	地 名	設立年	何立	謝金	物品数	来観人員	歳費金額 円 銭	主 管 者
東京大学理学部博物 場	東京神田一橋通町	明13年	官	…	32,981	……	……	東京大学
教 育 博 物 館	同 上野西四軒寺跡	同 4年	同	無	26,282	205,095	21,313,603	箕作秋坪
教 育 博 物 館	大阪北区常安町	同11年	公	…	670	7,693	215,334	村上六郎
教 育 博 物 室	出雲国松江殿町	同12年	同	無	49	167	……	横田惇信
福 岡 博 物 館	筑前国福岡天神町	同11年	同	有	1,461	10,017	690,000	橘 公穀
鹿児島教育博物館	薩摩国鹿児島吉野村	同12年	同	…	1,237	……	35,630	黒田才蔵

に教育博物館と見ることが出来るであろう。

明治13年博物館一覧表は、表2のように記載されているが、書籍館博物館の項には、「諸館陳列ノ物品ハ総計六万六千二百三十一箇アリト雖モ其規画ノ頗ル整備セルモノは唯官立ノ二箇ニシテ其他ハ猶ホ未タ旺盛ナルニ至ラス⁴⁵⁾」とある。ところが、明治14年年報の書籍館博物館の項によると、「府県ニ属スルモノハ物品太タ多カラス就中福岡博物館ハ本勸業ニ属スルモノヲ重スルヲ以テ専ラ教育ニ係ラサルモノアリ其他鹿児島県ノ鹿児島教育博物館ハ故アリテ一旦之ヲ廃止セリト雖モ其所有ノ物品ハ姑ク鹿児島師範学校ニ交付シテ之ヲ保存セシメ他日ヲ俟テ更ニ計画スル所アラントスト云フ⁴⁶⁾」とあって、鹿児島教育博物館は創設されてから2年で廃止されている。この間の事情を鹿児島県年報には、

此館設立費用ハ初寄附金ヲ以テ之ニ充テ其備付物品ハ普ク管下ニ報告シ有志者ノ寄贈ヲ促シタリ爾後費用ノ都合ニヨリ鹿児島師範学校ヲシテ之ヲ管理セシメ其経費ハ該校費ヨリ之ヲ支弁セント雖明治十三年教育令改正ニヨリ公立師範学校補助金ノ条ヲ削除セラレ随ヒテ其補償ヲ地方税ニ資ルヲ以テ地方税徴収ノ額ヲ増加シタレハ傍民力如何ヲ慮ラサルヘカラス且備付ノ物品ノ如キモ百万周旋スト雖時機ノ未タ熟セサルカ其蒐集多キヲ致ス能ハス到底其開館維持ノ目途ヲ確立スル能ハサルニ至レリ熟思スルニ此館設立之舉ハ教育上裨益ヲ与フルコト少カラスト雖前述ノ如キ景況に遭遇スルトキハ之ヲ如何トモスル能ハサルヲ以テ一旦之ヲ廃止セリ然レトモ其備付物品等ハ之ヲ鹿児島師範学校ニ交付保存セシメ他日時機ノ至ルヲ俟テ更ニ計画処置スル所アラントス⁴⁷⁾

と記されている。ただ、この年の年報には博物館一覧表が付されていないが、年報と同じ記載様式の文部省印行の「明治十四年学校幼稚園書籍館博物館一覧表」によると、「明治十四年教育博物館一覧表」とあって、これまで、「博物館一覧表」と記載されていた表現が「教育博物館一覧表」と変更されているのである。そして、新たに滋賀県大津堅田町に県立の博物館が誕生している。この博物館は、滋賀県大津師範学校内に設置された博物館であり、滋賀県年報によると、

本年一月ニ於テ校内ニ博物陳列ノ場ヲ設ク是レ専ラ本校師範科博物学ノ用ニ供スヘキニ止リテ他ノ博物場ノ観ヲ装置セル者ニ非ス故ニ其物品ハ固ヨリ務テ学科上有益ノ者ヲ蒐集シテ珍品奇物ニ馳セス然ルニ本校此舉アルヲ聞テ管内各所ノ寄贈附托等ノ品アルコトヲ致シ遂ニ兼テ公衆ノ縦覧ヲ促スニ至レリ今其

品数ノ概略ヲ区別シテ左ニ博物品表(略ス)ヲ掲ケ附スルニ縦覧ノ人員ヲ以テス而シテ此人員中八十六名ハ本支校ノ生徒ニシテ其ニ百三十二名モ亦大津市街ノ小学生徒本校ノ通知ニ因テ来観セルヲ多トス又前年七月中本校北隅湖畔ノ地ヲ以テ植物栽培ノ園ヲ拓キ本年七月ニ至リ幾種ノ植物ヲ伊吹山中ニ採蒐シ此ニ栽植シ以テ学徒ノ実験ニ供ス⁴⁸⁾

とあって、生徒の授業に利用するために設立したものが、やがて一般からの寄贈や委託資料により内容が充実したことによって、公衆の観覧を許すこととなった。また、植物栽培園が付設されているが、さきに述べた文部省所属の教育博物館も「植物壇」として、敷地内に植物を分類植栽して観覧に供しているが、これと同種のものであったろう。

なお、この年の8月、文部省所轄の教育博物館は、東京の二字を冠して「東京教育博物館」と改称された⁴⁹⁾。

明治15年になると、年報の書籍館博物館の項に「府県所管ノモノハ僅ニ大坂島根福岡ノ三箇ニ過スシテ其物品数モ猶ホ合計一千八百四箇ニ止レリ然レトモ其来観人員ハ総テ十万五千二百三名アリテ一箇ノ平均三万五千余名ノ多数ヲ占メリト云フ⁵⁰⁾」とあり、前年に設立された滋賀県の博物館は記載されていない。一覧表もまた同様である。

明治16年以降は大きな変化はない。ただ18年以降の年報には、書籍館博物館の項で博物館を取り上げているのみで、一覧表は掲載されていない。また、19年の年報には、「地方所管ノ教育博物館ハ唯大阪府、島根県ニ各一個アルノミ而シテ其状況ハ前年ト異ナルコトナキヲ以テ茲ニ之ヲ叙述セス⁵¹⁾」とあって、これまであった福岡博物館が姿を消しているのである。そして20年以降の年報には、東京教育博物館の記録のみで、他の博物館については触れていない。

以上、文部省年報に記載された博物館を概観した。ここに記載された博物館が当時公開された博物館の全てでないことは贅言を要しない。図1に示すように、各地に博物館が誕生しており、そこには、古器物の調査保存機能を持った博物館、あるいは殖産興業を目的とするいわゆる勸業博物館など多彩を極めている。ただ、文部省年報に記載された博物館が、いわゆる教育博物館と称される範疇に属する専門博物館であり、それらが地方に設立された数は決して多いとは言えないが、明治10年代の前半に地域社会に貢献するために設立された。ただ、これらの地方教育博物館は文部省所轄教育博物館を模倣して設立した面がかなり強い。前記したように、文部省所轄

図1 明治前半期における主な観覧施設

府県名	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
北海道							(開拓使札幌博物館)				(札幌博物館)			(札幌農学校附属博物館)			
秋田								(函館仮博物館)			(函館博物館)						
山形														(勸業博物館)			
福島															(福島県物産陳列場)		
東京	(博物館・博物館)				(東京博物館)	(教育博物館)				(東京教育博物館)							
	(博覧会事務局)				(内務省・博物館)					(農商務省・博物館)					(宮内省・博物館)		
						(開拓使假博物館)					(東京大学理学部博物館)						
											(遊就館)						
新潟						(勸業寮・縦覧場)											
石川								(新潟博物館)									
福井						(金沢博物館)	(金沢勸業博物館)				(石川県勸業博物館)						
愛知															(福井市物産陳列場)		
長野								(公立名古屋博物館)							(愛知県博物館)		
三重															(長野県物産陳列場)		
滋賀															(物産陳列場)		
京都						(京都博物館)				(博物館)							
大阪						(大坂博物館)				(公立大坂博物館)					(府立大坂博物館)		
和歌山								府立勸工場									
島根								(府立教育博物館)									
								(和歌山集産場)									
広島																	
愛媛																	
福岡																	
長崎																	
大分																	
鹿児島																	

の教育博物館、大坂府立教育博物館、松江の教育博物室の規則を比較してみると、その設立の趣旨に至っては実によく類似しており、また、これ等の教育博物館は開設するに当って各所から資料を収集したが、その「蒐集品目考案」には、学事統計表、諸学校規則類、新築学校内外の絵図あるいは内外の写真、教科書、学校器具、教授上に用いる石盤地球儀等の器械、生徒の描写した図書及び試験答書優等のもの、生徒製作の物品等を挙げているが、これも略々同じ内容となっている。この様に中央と地方の教育博物館では多くの共通点を見出すことが出来るのである。そして、この共通点は開館してからの事業活動の中にも見出すことも出来、文部省所轄教育博物館が実施した理化学器械を製作し、各府県に紹介斡旋したような業務を、大坂の教育博物館も府内の学校に対して行なっているのである。

しかし、これらの地方教育博物館は数年にして廃止されたり、あるいは他の施設に吸収されてしまっ、その寿命は長くは続かなかった。

地方教育博物館の中で最も充実していた府立教育博物館も3年有余の寿命で公立大坂博物館に併合されており、大阪府年報には「教育博物館へ縦覧人ノ寡少ナルニ依リ本年度仮ニ公立大坂博物館構内ニ移シタルヲ以テ七万八千四百四十五人ノ多キニ及ト雖モ当館ノ榮譽トナス可カラズ本館へ備具少ナク資金乏シクシテ将来維持ノ法ニ苦シ目下計画中」と経済上の理由を挙げている。公立大坂博物館が殖産興業のための博物館であって、多くの人たちに観覧されたのに対し、教育博物館という特殊な専門分野の博物館であれば、利用者は限られており、観覧人の少なかったことはまた当然であつたろう。しかし学校教育のための博物館であれば、長い目で見れば、教育的な効果は多大であつたと考えられるが、短期間で廃止されたり、他の博物館に合併されたということは、それを支えるだけの経済的な基盤が築かれなかったと解さなければならないし、教育博物館よりもむしろ殖産興業に活用できる施設に魅力があつたためであらう。しかし、根本的には、単なる中央教育博物館の模倣が、

地方教育博物館の存在理由を不明確にしており、地域社会に真の教育博物館を理解させるまでには至らなかったためと考えられるのである。

おわりに

わが国の教育博物館は、明治10年代の前半にほとんどが設立されたが、それは教師のためのもの、生徒のためのものと言う区別された教育博物館ではなく、両者が利用活用できるような施設であり、その上に殖産興業の一環としての施設であるということも加味されていた。このことは、わが国に純粋な教育博物館が定着しなかったことにもなる。

(しいな のりたか 国立科学博物館)
※National Science Museum, Tokyo

〔註〕

- 1) 棚橋源太郎「教育博物館の意義」博物館研究1-5 昭和3年10月
- 2) 大政官日誌 明治6年3月19日
- 3) 東京書籍館書類 東京国立博物館百年史資料編6 頁に再録されている
- 4) 東京書籍館書類 東京国立博物館百年史資料編7 頁に再録されている。
- 5) 東京書籍館書類 東京国立博物館百年史資料編8 頁に再録されている。
- 6) 東京書籍館書類 東京国立博物館百年史資料編8 頁に再録されている。
- 7) 太政官日誌 明治8年2月9日
- 8) 文部省第3年報 588頁
- 9) 田中不二麿「教育瑣談」開国五十年史上巻 明治40年12月
- 10) 「学術博物場建設之義ニ付伺」公文録文部省之部 明治9年3月
- 11) 小林義秀訳「日本教育史略」明治文化全集第18巻 昭和3年3月
- 12) 「博物書籍両館陳列品蒐集トシテ文部省備米人モルレー米国へ航行」太政類典2編169巻
- 13) 「東京博物館ヲ教育博物館ト改称届」公文録文部省之部 明治10年
- 14) 椎名「教育博物館の資料収集」博物館研究45-2 昭和48年5月
- 15) 教育博物館規則進達 公文録文部省之部 明治10年自10月至12月
- 16) 「教育博物館開業ノ日」文部大輔 田中不二麿呂演述

スル所アリ今之ヲ採録ス」教育雑誌47号 明治10年10月

- 17) 仲新「田中不二麿呂とダビット・モルレー」明治の教育第4章 昭和42年5月
- 18) 土屋忠雄「田中不二麿呂と学監マレー」明治前期教育政策史の研究 昭和37年5月
- 19) 田中阿歌麿「田中不二麿と明治初年の文教行政」文部時報第730号 昭和
- 20) 文部省第3年報 619頁
- 21) 文部省第3年報 286頁(大坂府年報)
- 22) 文部省第3年報 292頁(京都府年報)
- 23) 文部省第3年報 303頁(奈良県年報)
- 24) 文部省第4年報 418頁
- 25) 「金沢博物館創建ノ記」石川県勸業博物館創立十年略記(石川県立図書館蔵)所載
- 26) 石川県博物館開館縦覧及出品点数等統計表に拠る
- 27) 文部省第5年報 515頁
- 28) 文部省第5年報 195頁(大坂府年報)
- 29) 「大坂府教育博物館規則」大坂日報 629号所載
- 30) 「博物館設立に付民有地建家御買上之儀に付伺」秋田県史資料明治編上 785頁
- 31) 文部省第5年報 366頁(秋田県年報)
- 32) 富樫泰時「秋田県の博物館史(その1)」出羽路 48号 昭和47年7月
- 33) 文部省第6年報 420頁
- 34) 文部省第6年報 40頁
- 35) 「広島県博物館規則」明治11年11月県第155号
- 36) 文部省第6年報132頁(静岡県年報)
- 37) 文部省第7年報 478頁
- 38) 石川県勸業博物館創立十年略記
- 39) 文部省第7年報 272頁(広島県年報)
- 40) 明治12年4月28日 広島県甲第79号
- 41) 文部省第7年報45頁
- 42) 鳥根県布達 明治13年1月5日 甲第1号
- 43) 文部省第8年報450頁(東京大学法理文学部年報)
- 44) 文部省第8年報48頁
- 45) 註44に同じ
- 46) 文部省第9年報 56頁
- 47) 文部省第9年報662頁(鹿児島県年報)
- 48) 文部省第9年報309頁(滋賀県年報)
- 49) 「教育博物館東京ノ二字ヲ冠スル件」公文録 明治14年7月
- 50) 文部省第10年報56頁
- 51) 文部省第14年報44頁